

I

生涯健康都市

区民一人一人が、生涯にわたって心身ともに健康で生き生きと過ごせるまちを目指します。また、高齢者や障がい者を含め、誰もが安心して暮らせる活気ある地域社会を目指します。

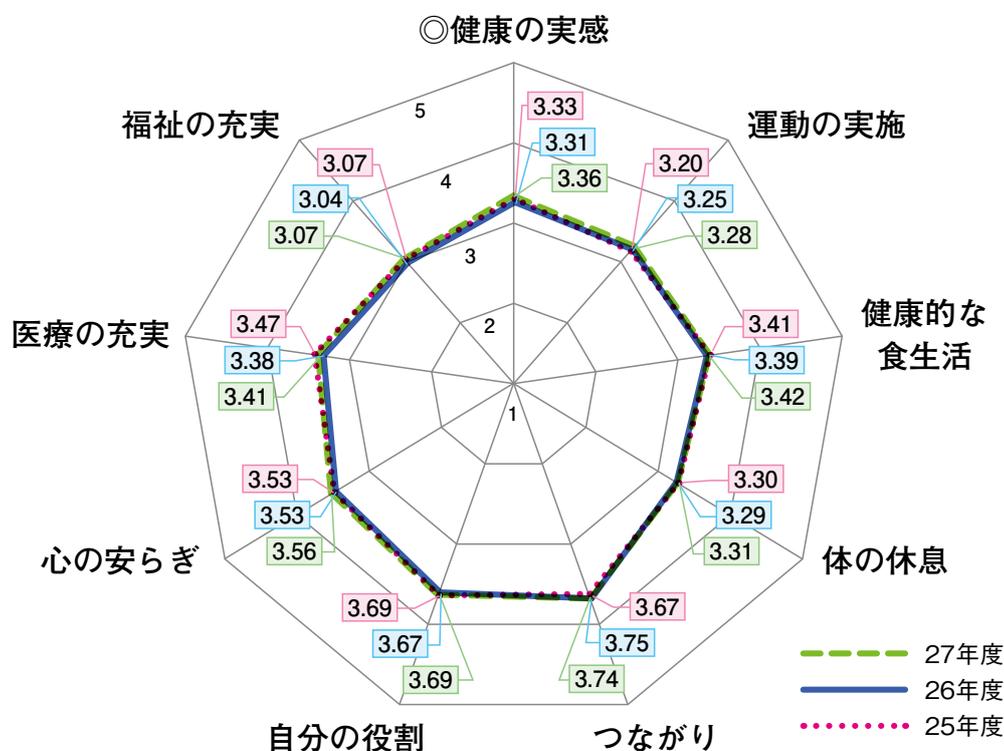
政策01

生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現

政策02

高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成

健康・福祉分野のGAH指標^(※1)の実感度



(※1) GAH指標についての説明は、P 6に記載。

「健康・福祉分野」の指標である「健康の実感」は、全ての分野の指標の中で、最も「幸福実感」との相関（関係性）が高いという結果が出ており、生涯にわたる健康は、幸せな人生の礎と言えます。

特に、年代が高くなるほど、幸せにとって「健康・福祉分野」が重要だと回答している件数が多くなっています。

一方で、平均就労時間が長い人や40代～50代の健康の実感度については、低い傾向にあることが分かりました。

こうした結果を踏まえ、引き続き高齢者に対する健康・福祉サービスの一層の充実を図るとともに、働き盛り世代の健康づくりに力を入れていく必要があります。

政策
01

生涯健康で生き生きと生活できる まちの実現

- 親子の健康推進【再掲】
- 児童生徒の健康づくりや体力向上【再掲】
- **青壮年期の健康増進**
- 介護予防の推進【再掲】
- 高齢者の社会参加の促進【再掲】
- スポーツの推進【再掲】
- 健康危機管理体制の整備
- 地域医療の充実
- **健康を支える保険・医療体制の適正な運営**

◻ 囲みは、重点施策

政策の方向性

- 誰もが生涯にわたって健康を保持し、充実した人生を送ることができるよう、健康寿命の延伸と早世の減少に向けた取組を進めていきます。
- 健康づくりに対する区民の意識を高め、区民自らが健康づくりに取り組める環境や安心して医療を受けられる保険・医療体制の確保・整備を進めていきます。



体操の様子



運動講座



あらかわ満点メニュー

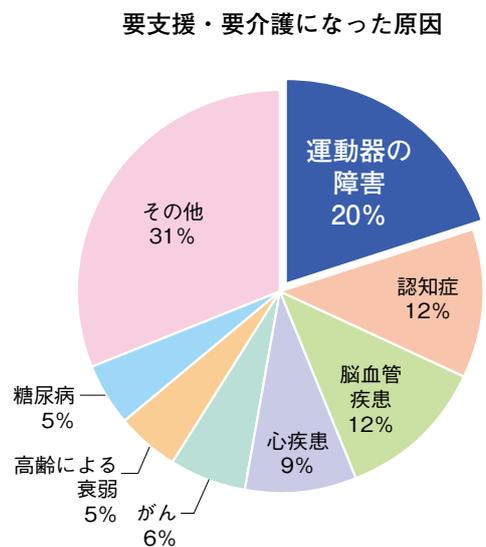
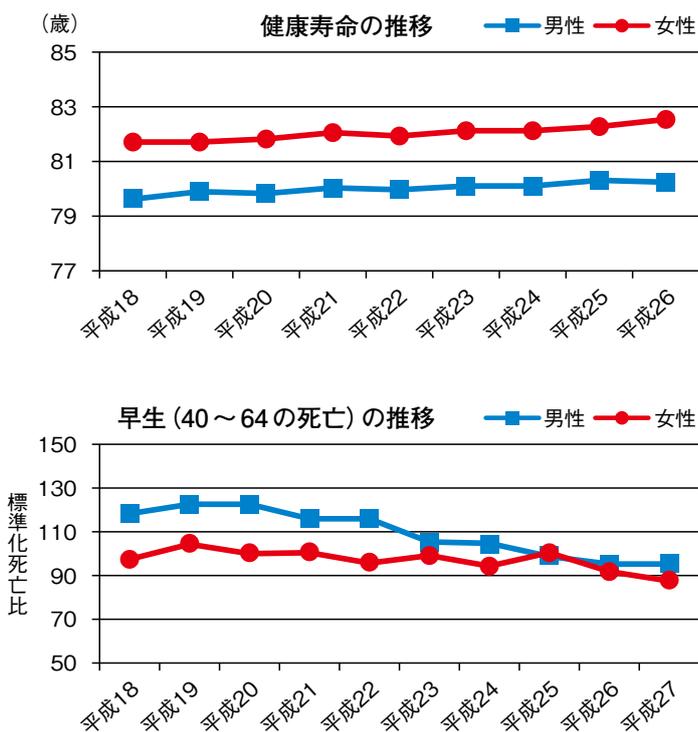
施策 青壮年期の健康増進

【主な所管課^(※1)：健康推進課】

心身の健康は幸せな人生の礎であることから、健康的な生活習慣が形成されるよう、若いうちからの健康づくりの重要性を普及啓発し、生涯にわたり健康で充実した人生を送ることができるよう支援を行います。

現状

- アンケートの結果によると、健康状態が良いと感じる区民の割合は約4割となっています。
- 前期基本計画策定時（平成18年度）と比べ、健康寿命^(※2)、早世指標ともに改善傾向となっています。
- 一方で、糖尿病が重症化し人工透析が必要な患者の数は増加傾向となっています。がん検診の受診率は改善傾向にありますが、国が示したがん検診受診率の目標値である50%と比較すると、低くなっています。また、近年では、運動器の障害によって要支援・要介護となる人の割合が多くなっています。
- ストレスの多い現代社会では、誰もがこころの病気に陥る可能性があり、厚生労働省が行った調査では、15人に1人が生涯に一度はこころの病気になる可能性があるとして報告されています。



課題

- 糖尿病は自覚症状を感じにくいいため、健康診断で異常があっても放置して重症化してしまうケースが多く、早期に医療機関で受診してもらうための取組が必要です。
- 運動器の障害であるロコモティブシンドローム^(※3)は、運動不足や栄養不足による筋肉や骨の衰えが主な要因となっており、若い時からの正しい生活スタイルの確立が求められます。
- がん検診を受けない理由として、約4割の人が「がんであると分かると怖いから」と回答しています。がんは検診による早期発見が可能であり、早期であれば治癒率も高く経済的な負担も軽減されます。また、生活習慣の改善により予防も可能であり、がん予防知識の普及啓発とがん検診受診率向上のための取組が必要です。
- 身体の健康とこころの健康は密接に関係しており、「身体の健康」に加え、「こころの健康」という視点からも健康づくりを進めていくことが求められます。

今後の方向性

- 全ての区民が健康を実感できるまちを目指し、特に「健康寿命の延伸」と「早世の減少」のための取組を重点的に進めていきます。
- 健康寿命を延伸するための取組としては、全ての生活習慣病につながると言われている糖尿病対策と併せて、要支援・要介護要因の1位となっているロコモ対策に取り組めます。青壮年期からの運動習慣と正しい生活習慣についての普及啓発を進めるとともに、医療機関等と連携した予防から治療まで一貫した対策を進めます。
- 早世を減らすための取組としては、がんを予防する生活習慣や、がんになり患った際の生活や治療についての正しい知識の普及啓発を進めるとともに、がんの早期発見のための積極的な受診の勧奨を行います。がんにより要介護となる人が多いため、健康寿命延伸のための取組でもあります。
- こころの健康については、正しい知識や対処方法を普及啓発し、医療機関や相談機関で早い段階で支援が受けられるよう、専門医による精神保健相談や保険師による相談を充実させます。また、心身共に健康であるために「バランスのとれた食生活」、「十分な睡眠」、「適度な運動」の重要性について普及啓発を進めます。

(※1) 主な所管課…平成28年度の組織名称を記載。(以降のページも同様。)

(※2) 健康寿命…人の寿命において「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のこと。

(※3) ロコモティブシンドローム(略称:ロコモ、和名:運動器症候群)…筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、あるいは複数に障害が起こり、「立つ」「歩く」といった機能が低下している状態をいう。

施策 健康を支える保険・医療制度の適正な運営

【主な所管課：国保年金課】

区民が安心して医療を受けられるよう、保険・医療制度の的確な運営に努めるとともに、糖尿病をはじめ生活習慣病の予防や重症化の遅延など、医療費の適正化を推進します。

現状

- 国民健康保険及び後期高齢者医療保険における医療費は、加入者の高齢化や医療の高度化により、増加傾向にあります。
- 国民健康保険加入者の5人に一人が生活習慣病に罹患し、生活習慣病に係る疾病が医療費の約2割を占める等、生活習慣病には多額の医療費がかかっています。
- 生活習慣病の早期発見や予防のため、特定健診や特定保健指導等を実施していますが、健康問題に無関心な層の存在等により、受診率は緩やかな増加にとどまっています。
- ジェネリック医薬品の認知度は高く、普及率は上昇傾向にあるものの、薬を変更することへの不安感等により変更を躊躇する加入者も存在します。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
特定健診受診率	44.0%	44.6%	45.2%
荒川区における ジェネリック 医薬品普及率（※1）	40.6%	48.5%	53.8%

課題

- 生活習慣病は、生活習慣の改善により予防や重症化の遅延が可能な疾病です。しかし、発症初期には自覚症状がないため、早期発見や迅速な医療機関受診に結び付かないケースがあります。
- 加入者の属性や健康状態、健康問題に対する関心度等に応じた効果的なアプローチを行うことで、特定健診や健康づくりへの参加を更に促進する必要があります。
- 患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、ジェネリック医薬品や適正受診等、医療に関連する知識を分かりやすく加入者に提供していく必要があります。

今後の方向性

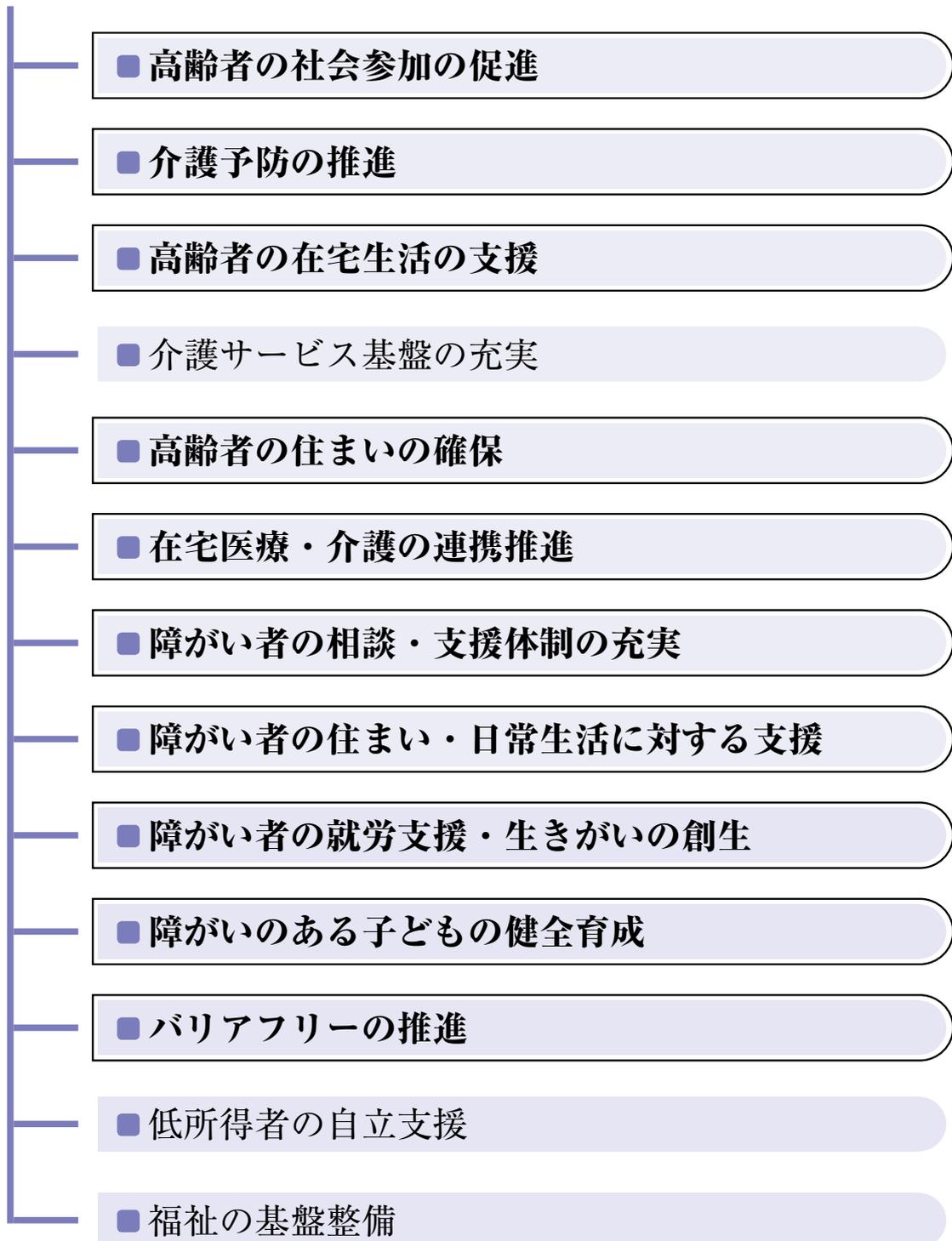
- レセプトや特定健診結果等の医療健康情報を分析し、特定健診の受診や医療機関受診・保健指導等が必要な加入者を抽出の上、加入者の特性に応じた効果的な受診勧奨等を展開し、生活習慣病の予防・重症化の遅延を図ります。
- 加入者に対して、健康づくり活動などへの参加インセンティブを提供する取組の導入やアプローチ方法の工夫などにより、健康問題に無関心な層の健康づくりへの関心を惹起するよう努めます。
- ジェネリック医薬品に関する情報等、加入者に役立つ知識や加入者が知っておくべき知識を様々な機会を捉えて普及啓発していきます。
- 健康寿命の延伸と医療費の適正化を目指す「日本健康会議」^(※2)の一員として、データヘルスを更に推進するとともに、取組を全国に発信していきます。

(※1) ジェネリック医薬品普及率… ジェネリック医薬品普及率は、医科及び調剤のレセプトを区独自に集計したもの。国のジェネリック医薬品普及率の計算方法とは集計方法が異なる。

(※2) 日本健康会議… 少子高齢化が急速に進展する日本において、国民一人一人の健康寿命延伸と適正な医療について、民間組織が連携し行政の全面的な支援のもと実効的な活動を行うために組織された活動体。

政策
02

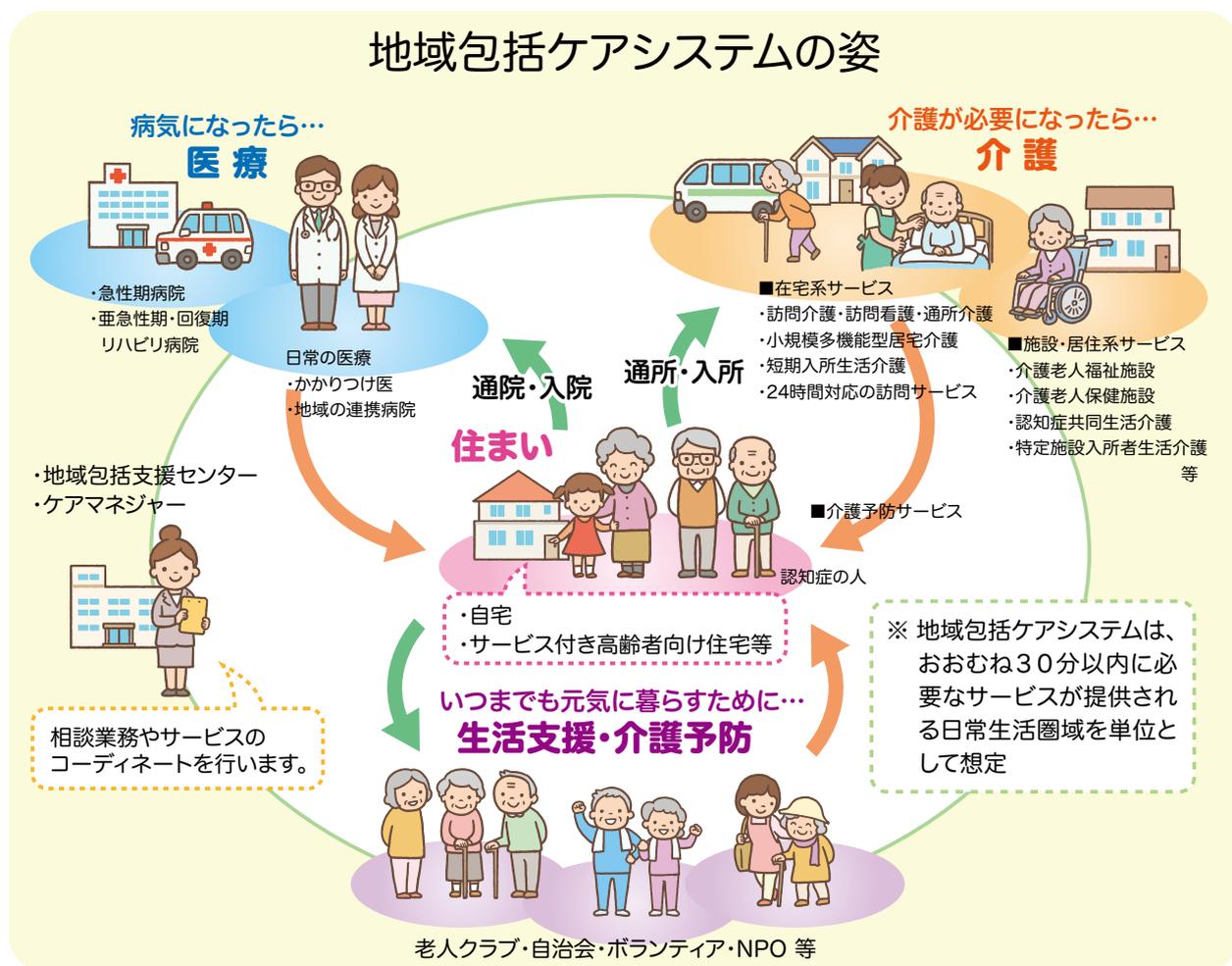
高齢者や障がい者が 安心して暮らせる社会の形成



◻ 囲みは、重点施策

政策の方向性

- 高齢者の積極的な社会参加と活力に満ちた高齢期の生活づくりを積極的に支援していきます。
- 高齢者が健康で安心して暮らせる社会を実現するため、地域包括ケアシステムの構築に向け、介護予防の取組を推進するとともに、在宅や施設におけるサービスを充実させていきます。
- 障がい者が、地域社会において自立した生活を営み、様々な分野の活動に参加することができるよう、就学や就労の機会などの確保に努めるとともに、バリアフリー化の推進などユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。



施策 高齢者の社会参加の促進

【主な所管課：高齢者福祉課】

就労やボランティア活動、生涯学習や趣味、地域におけるサークル・団体活動等、高齢者一人一人が自ら希望する形で社会に参加し、生きがいを実感しながら、充実した生活を送ることができるよう、高齢者の社会参加を促進します。

現状

- 2014年版「中小企業白書」によると、60歳以上での起業の割合が年々高まる等、積極的に活動する高齢者（アクティブシニア）が増えている反面、地域社会との接点を持たない「閉じこもり」等の状況も一定数存在します。
- 日常生活圏域ニーズ調査によると、荒川区における高年者クラブへの参加率は9.1%、地域の祭りや行事への参加率は14.9%にとどまっています。
- 荒川シルバー大学の受講者数は、1,400人程度で推移しています。受講者の内訳を見ると、女性受講者に比べ男性受講者が少ない傾向にあります。
- シルバー人材センターの就業者数は1,300人程度、受託件数は6,500件程度で推移しています。



荒川区高年者クラブ連合会
グランドゴルフ大会の様子



荒川シルバー大学
陶芸教室の様子

課題

- 高齢者の活動の方法や形態等が多様化しているため、高齢者一人一人や団体等それぞれのニーズに対応した的確な支援が求められます。
- シルバー大学をはじめ、生涯学習や世代間交流、介護予防の取組に男性の参加を促す講座等のメニューを充実させることが求められます。これまで地域活動に参加したことのない高齢者を誘い出すための工夫が必要です。
- シルバー人材センターを通じて高齢者の雇用機会の拡大を図るため、会員数・就業者数の増加と受注拡大を図る必要があります。
- シニア起業をはじめ、多様な社会参加のあり方やその可能性等についての情報を提供し、支援を行っていく必要があります。

今後の方向性

- 高年者クラブやコミュニティカレッジ卒業生等、様々な活動を行う高齢者又は団体への支援を通して、新たな活動形態の創出につなげます。
- 高年者クラブやシルバー大学の活動等の周知や運営支援を行い、高齢者の社会参加の促進や閉じこもりの防止につなげます。また、様々な高齢者ニーズに対応するための方策を検討し、高年者クラブやシルバー大学をより多くの高齢者が活動できる場としていきます。
- シルバー人材センターの会員数拡大を図るため、同センターへの支援を行っていくとともに周知活動を充実させます。
- 個人事業やNPO法人についての情報等を提供し、高齢者が起業しやすいよう多様な支援を行っていきます。

施策 介護予防の推進

【主な所管課：高齢者福祉課】

健康寿命の延伸のため、誰もが積極的、自主的に多様な介護予防活動に取り組めるよう支援します。

また、認知症に対する区民の理解を促し、早期発見・早期診断・早期治療を通して、症状の進行を遅らせることや症状が軽いうちに今後の生活の備えをすること等により、在宅生活を続けることができる体制を整備します。

現状

- 区では、様々な介護予防事業を実施していますが、男性の参加者が少ない傾向にあります。
- 後期高齢者の増加に伴い、認知症になる方が増加しており、今後も更なる増加が予測されます。
- 認知症サポーター^(※1)の数は平成19年の制度開始当時は403人でしたが、平成28年に10,000人を超えるなど、毎年着実に増加しています。

課題

- 健康づくりや介護予防の活動に対する区民の意識を高め、活動への動機付けを行っていく必要があります。
- 健康づくりや介護予防の取組に男性の参加を促す講座等のメニューを充実する必要があります。
- 認知症に対する正しい理解を普及するとともに、早期発見・早期診断の体制を整備する必要があります。
- 認知症の方やご家族等が集う「認知症カフェ（オレンジカフェ）」の運営を支援し、担い手を育成するとともに、認知症サポーターを地域での具体的な活動に結び付けることが求められます。

今後の方向性

- 区民を介護予防活動に誘引するための方策を工夫するとともに、活動の継続を支援していきます。
- 男性の参加を促すことを念頭に置きつつ、介護予防・日常生活支援総合事業などの介護予防に関するメニューを充実させていきます。
- 相談体制の充実や認知症初期集中支援チームの設置、医療機関との連携強化を図るなど、早期発見・早期診断のための体制を構築します。
- 認知症サポーターの更なる養成を進めるとともに、サポーターへのフォローアップ研修の実施、認知症カフェ（オレンジカフェ）の支援など地域での支え合いの輪を広げていきます。



はつらつ能力アップ教室



まるごと元気アップ教室



認知症サポーター養成講座

(※1) 認知症サポーター … 認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者のこと。

施策 高齢者の在宅生活の支援

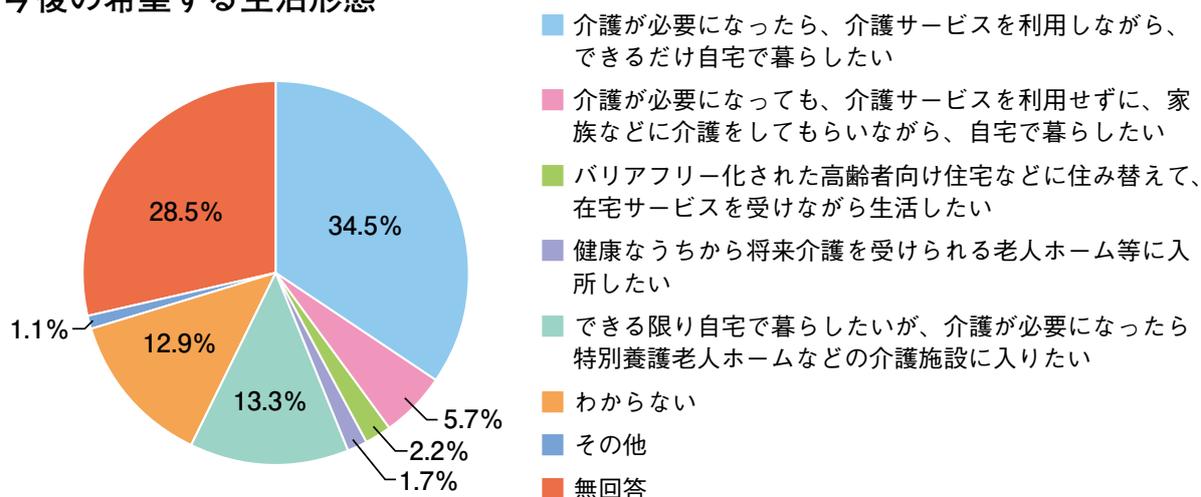
【主な所管課：高齢者福祉課】

高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービス以外にも、高齢者の在宅生活を支援する多種多様なサービスを提供していきます。

現状

- 人口ビジョンでは、団塊の世代が75歳を迎える平成37年（2025年）には、高齢者人口はやや減少するものの、後期高齢者の大幅な増加が見込まれています。
- 区内在住の65歳以上の高齢者3万8千人を対象に実施した日常生活圏域ニーズ調査（有効回答数2万5千人）によると、介護が必要になったら介護サービスを利用しながら、できるだけ自宅で暮らすことを望む高齢者が34.5%と最も多い状況にあります。
- 東京都監察医務院の統計によると、区内では毎年約100人の単身高齢者が自宅で亡くなっています。
- 単身高齢者17,506人に対し「みまもりネットワーク事業」の名簿登録者は4,911人となっています。（平成27年8月現在）

今後の希望する生活形態



課題

- 後期高齢者の増加に対応するためには、区や介護サービス事業者だけでなく、区民や企業、地域で活動する団体等、地域で高齢者を支える担い手を増やしていくことが求められます。
- 地域の人材をはじめ様々な資源を活用し、高齢者の在宅生活を支えるための支援を充実していく必要があります。
- 高齢者の孤立を防止するため、地域での見守りの重要性について認識を深めていくとともに、「みまもりネットワーク事業」をはじめ地域における見守りの体制を充実していく必要があります。

今後の方向性

- これまで「支えられる側」と考えられてきた高齢者の中でも元気な高齢者に、「支える側」として役割を担ってもらう仕組みづくりを行います。
- 区民相互の助け合いをベースとした地域力の向上を図り、区民をはじめ企業や団体等による生活支援サービスの充実など、地域全体で高齢者を支えていく体制を構築します。
- 「みまもりネットワーク事業」の一層の充実を図るとともに、名簿登録者を増やすための周知活動を行い、勧奨していきます。あわせて、民間事業者を含め地域の力を活用して、様々な見守りのツールを増やしていきます。

施策 高齢者の住まいの確保

【主な所管課：福祉推進課・介護保険課】

高齢者の多様な住まい、住まい方を実現するとともに、地域資源を活用しながらサービスを包括的に提供する「地域包括ケアシステム」により、高齢者がいつまでも住み慣れた地域において、安心して生活を継続できるような環境を整備します。

現状

- 平成 28 年 6 月現在、荒川区の高齢化率は 23.38%となっています。
- 国土交通省の調査によると、民間賃貸住宅の家主 7 割が「高齢者の入居には抵抗がある」と回答しています。
- 平成 28 年 6 月末現在で、特別養護老人ホームの入所待機者数が 600 人を超えています。
- 区内の主な高齢者等施設の状況は以下のとおりです。

区 分	施設数	定 員
特別養護老人ホーム	7 施設	588 床
都市型軽費老人ホーム	5 施設	79 人
認知症高齢者グループホーム	12 施設	232 人
有料老人ホーム	5 施設	386 床
高齢者住宅	5 施設	137 戸

課題

- 在宅での介護が厳しい方の高齢者施設への入所希望が多くなっていますが、施設の定員が足りていない状況にあります。
- 団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、施設入所希望者の大幅な増加が見込まれ、介護予防事業の積極的な展開を図りつつも、入所施設の不足が予想されます。
- 一方で、大型の高齢者施設の整備に当たっては、用地確保が容易ではなく、新規施設の建設は難しい状況にあります。

今後の方向性

- 高齢者が住み慣れた地域で安心した暮らしを継続できるよう、終の住みかとしての住まいの確保に努めていきます。あわせて、宅地建物取引業関係団体等との連携を強化するなど、高齢者の方々の民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進していきます。
- 地域包括ケアシステムによる在宅サービスの支援に万全を期すことに加えて、都市型軽費老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の民間主導による整備についても、必要性等を見極めながら支援していきます。
- 高齢者入所施設については、認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームなどの待機者の状況や現状の課題等を考慮しながら、様々な可能性を検討し施設の確保に努めます。

施策 在宅医療・介護の連携推進

【主な所管課：高齢者福祉課】

地域の医療機関と介護サービス関連の事業者や関係機関との連携体制の下で、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスの提供を行います。

現状

- 医療ニーズが高い高齢者の在宅生活に欠かせない在宅療養診療所や24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問看護、訪問看護ステーションの箇所数等は、下表のとおりとなっています。
- また、特別養護老人ホーム等の施設整備が困難な中で、後期高齢者の増加に伴い、在宅療養のニーズは一層高まっていくと考えられます。
- 在宅療養連携推進会議や医療連携会議など、医療と介護の連携強化を目指した会議等を定期的に開催しています。

区 分	箇所数	1 か所当たりの 高齢者数
在宅療養支援診療所（※1）	18 か所	2,757 人
訪問看護ステーション（※2）	18 か所	2,757 人
定期巡回・随時対応型訪問介護（※2）	3 か所	16,542 人

課題

- 在宅療養支援診療所や24時間対応の訪問看護など、高齢者の在宅療養を支える地域資源の充実を図る必要があります。
- 在宅療養に必要な医療、介護等の情報収集と区民及び関係機関への分かりやすい情報提供の仕組みを構築するとともに、相談機能の充実を図る必要があります。
- かかりつけ医をはじめ、医療や介護に関わる多職種 of 専門職の連携を十分に図り、高齢者の在宅療養を支える体制の整備が求められます。

今後の方向性

- 医療資源の状況と今後の需要を分析し、不足している部分の強化など、医師会をはじめとした地域医療機関と連携し、在宅療養を支える体制整備を行います。
- 医療と介護の関係者間で、患者又は利用者である高齢者についての情報共有を十分に行い、高齢者が必要な時期に必要な医療を受診し、退院後も在宅において速やかに適切な医療と介護のサービスを利用できる入退院支援体制の整備を行います。
- 在宅療養連携推進会議や医療連携会議を活用し、高齢者の在宅療養を支える医療機関や介護サービス事業者等の顔の見える関係づくりを推進するなど、ネットワークを構築します。

(※1) 在宅療養支援診療所数 … 東京都医療機関情報システム「ひまわり」より。(平成28年5月1日現在)

(※2) 訪問看護ステーション数、定期巡回・随時対応型訪問介護数 … 東京都福祉保健局「居宅系事業所整備状況一覧」より。(平成28年5月1日現在)

施策 障がい者の相談・支援体制の充実

【主な所管課：障害者福祉課】

障がい者が、自らが望む生活を実現するために、個別の希望や要望に沿えるよう相談に応じ、支援していく体制の整備を進めています。

現状

- 身体障害者手帳・療育手帳（東京都では「愛の手帳」）・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、年々増加傾向にあります。
- 「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）に基づく指定難病が、平成27年7月から拡大されたこと等により、難病認定者のニーズが多様化しています。
- 障がい者の高齢化や障がい（身体、知的、精神）の重複、重度化など、障がい者を取り巻く環境がより複雑なものとなっています。

区 分	平成 18 年度	平成 27 年度
身体障害者手帳所持者	6,550 人	7,001 人
愛の手帳所持者数	862 人	1,369 人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	824 人	1,783 人
難病認定者数	1,491 人	2,147 人
複数の障がいを有する方	192 人	510 人

課題

- 複雑化や多様化が進む障がい者や難病患者のそれぞれのニーズ等に応じたサービスの提供や、きめ細やかな支援を行っていくためには、相談・支援の窓口において、総合的な対応力や社会資源を活用するための高い調整力が求められています。
- 保護者や兄弟姉妹など身近な家族に見守られ生活してきた障がい者が、疾病や高齢化により、家族だけでは十分な支援ができなくなるケースもあり、地域全体で障がい者の生活を支えていく体制が必要です。

今後の方向性

- 障がい者の相談・支援において、生涯にわたり必要とされる様々な障害福祉サービスを適切に提供し、地域社会で生活を継続するための体制整備を協議する「自立支援協議会」^(※1)の機能を強化するとともに、総合的な相談窓口の整備を進めていきます。
- また、医療との連携が不可欠な難病患者に対し、安心した生活につながるよう、保健所、医師会等の関係機関と連携していきます。
- 高齢期を迎えた障がい者が、介護保険に移行する際にも、個々の障がいの状況に応じたサポートやサービスが継続して受けられるよう、介護保険と障害福祉サービスの円滑な連携を進めます。
- 障がい者が、いつまでも住み慣れた地域で生活を続けられるよう、日中の活動場所としての地域生活支援センター「アゼリア」や障害者福祉会館「アクロスあらかわ」の活動内容の充実を図るとともに、施設公開や福祉避難所開設訓練等を通して、地域社会に開かれた施設となるよう努めます。

(※1) 自立支援協議会 … 障害者総合支援法に定められた、地域の障がい者の支援体制の課題について情報共有し、関係機関の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議する機関。

施策 障がい者の住まい・日常生活に対する支援

【主な所管課：障害者福祉課】

障がい者が、障がいの種別や重さにかかわらず、住み慣れた荒川区にいつまでも安心して住み続けられる環境を整備します。

現状

- 障がい者の保護者の8割を超える方が、保護者や家族の支援を受けられなくなった後(いわゆる「親なき後」)も、子どもに荒川区で暮らして欲しいと望んでいます。(『親なき後の支援に関する研究プロジェクト報告書』荒川区自治総合研究所)
- 住み慣れた地域で、少人数で個々のニーズに沿った支援を受けながら生活することができるグループホームの需要は高まっており、区内の定員数も年々拡大しています。
- 身体障がい者を中心に、適切な障害福祉サービスを受けることで、住み慣れた自宅での生活を継続できるため、居宅介護利用者も増えています。
- 特別支援学校の卒業後の進路として、生活介護施設希望者が増加傾向にあります。

	平成 18 年度	平成 27 年度
区内のグループホーム定員数	33 人	64 人
居宅介護利用者数	148 人	316 人
生活介護施設利用者	78 人	104 人

課題

- 適切な支援を受けながら、日中の活動先に通い、自立した生活を送るためのグループホームの更なる拡充が求められています。
- 自宅での生活を続けるに当たり必要な障害福祉サービスを受けることができるよう、障がい者自身による主体的な障害福祉サービスの活用をサポートする体制が求められます。
- 生活介護施設の拡充と合わせて、医療的ケアが必要な障がい者への対応が求められています。

今後の方向性

- 地域での生活が定着するよう、民間グループホームの運営の支援を継続するとともに、グループホームを必要とされる方が、地域のグループホームに入居できるよう、その誘致をより一層進めていきます。
- 自宅での生活を継続するための適切な障害福祉サービスを、必要とする方に届けられるよう、民間事業者との連携を進め、サービスの質が向上するよう努めます。
- 生活介護施設の誘致を積極的に進めるとともに、医療的ケアが必要となる重度の障がい者が安心して生活介護施設に通所できるよう、環境整備を進めていきます。
- 乳幼児期から学齢期、青年期、壮年期、高齢期へと生活ステージに合わせて移り変わるニーズに対応するため、障がい者が、自分自身に必要なサービスを自己選択・自己決定するための支援を行い、希望する生活を続けるための切れ目ない障害福祉サービスを提供していきます。

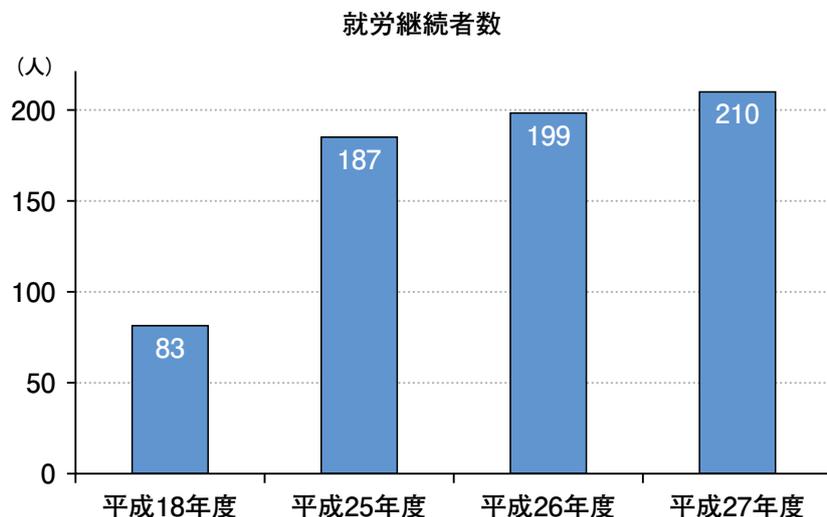
施策 障がい者の就労支援・生きがいの創生

【主な所管課：障害者福祉課】

障がいの種別や程度にかかわらず、個々の能力や適性を十分に発揮して、社会の一員としての役割を持ち、障がい児者の自己選択・自己決定が尊重される共生社会を目指します。

現状

- 障がい者の就労継続者数は増加傾向にあり、平成18年度には83人でしたが、平成27年度には約2.5倍の210人に増加しています。
- 区内の就労継続支援B型作業所の平均工賃は増加傾向にあるものの、平成27年度の一人当たりの平均月額工賃は12,885円となっており、都平均15,086円と比べて低い状況にあります。
- 『親なき後の支援に関する研究プロジェクト報告書』（荒川区自治総合研究所）によると、障がい者の保護者の約7割の方が、障がい者と地域社会とのつながりが少ないと感じています。



課題

- 障がい者の個性や特性、可能性を伸ばし、就労を継続できるよう、個々の適性に応じた就労の場の確保や、日々の課題に寄り添い見守る、職場定着支援が求められます。
- 日々の生活の糧を得る場、地域社会の中の居場所として福祉作業所の果たす役割は大きく、安定した収入が得られるよう福祉作業所の工賃向上を図るとともに、障がい者一人一人が生きがいを持てるよう支援を行っていく必要があります。
- 障がい者アートをはじめとした文化、パラリンピックにつながるスポーツ等の社会参加の場を充実させ、障がい者が地域と交流する機会を増やす取り組みが必要です。

今後の方向性

- 一般就労の推進や特例子会社の誘致などを含めた就労の場の確保を図るとともに、障がい者の希望や個性に寄り添った丁寧な就労支援を進め、就労を続けられるよう支援体制の強化を図ります。
- 福祉作業所間の連携を密にし、作業発注企業の新規開拓や共同受注、受注調整等を進め、区内作業所全体の工賃向上を図りながら、各作業所のオリジナル製品の開発や販路の拡大などにも努めます。あわせて、障がい者一人一人の適性に応じたきめ細やかな支援を行い、生きがいを持って作業できるような環境の整備に努めます。
- 地域生活支援センター「アゼリア」や障がい者福祉会館「アクロスあらかわ」等での文化・スポーツに関わる活動を地域に知っていただき、障がいのある方もない方も同じように参加できるよう活動の幅を広げ、障がい者が地域社会と交流できる場としていきます。

施策 障がいのある子どもの健全育成

【主な所管課：障害者福祉課、保育課、学務課】

障がいのある子どもや、発達に関して療育を必要とする子どもが、それぞれの状況に応じて必要な訓練や適切な支援を受け、その子の持つ可能性を広げ、将来の見通しを立てることで、保護者も安心して子育てできる環境の整備を進めます。

現状

- たんぽぽセンター（児童発達支援等事業）の利用人数は増加傾向にあります。
- 区内全認可保育園で、障がい児等特別の支援を必要とする子どもの受入れを行うとともに、保育相談専門員が巡回し、対象園児や園、保育士へのサポートを行っています。
- 障がいのある子どもをはじめ、特別な支援を必要とする子どもの可能性を十分発揮できるよう、適切な教育の場（通常の学級、特別支援学級、特別支援学校）についての就学相談を実施しており、相談件数は年々増加傾向にあります。
- 発達障がいのある児童も年々増加傾向にあり、在籍する小学校から週1回程度、通級指導学級のある小学校に通級しています。

	平成 18 年度	平成 27 年度
たんぽぽセンター年間延べ利用人数	3,574 人	4,347 人
在籍人数	119 人	177 人

課題

- 障がい児や、発達障がいを含む療育を必要とする子どもへの相談支援体制の整備と、必要とする訓練を十分に受けることができる療育体制の一層の拡充が求められています。
- 個別化する療育の提供に際し、日常生活能力や集団生活への適応力が向上するよう、専門的な療育や訓練を提供できる環境整備を進める必要があります。
- 障がい児を育てる保護者、家族への支援が複雑化しており、療育の効果を上げ、将来の見通しを立てるためにも、家庭との密接な連携が必要です。
- 障がいや疾病の程度が重く、集団保育が困難な子どもに対する保育の場を確保していく必要があります。
- 就学相談の結果、適当と判断された就学先と保護者が希望する就学先とが異なるケースも増えており、様々な支援方法について検討する必要があります。
- 在籍校を離れて通級指導学級に通うという児童の不安解消や、移動にかかる負担の軽減を図る必要があります。

今後の方向性

- 障がいや療育に関する相談が増えることが想定されるため、たんぼぼセンターの充実や、児童発達支援センター設置の必要性なども併せて検討を進め、より一層の療育環境の整備を図ります。
- 保育園・幼稚園・学校をはじめ、心理職やスクールソーシャルワーカーなどの専門職がより一層連携し、個々の子どもの成長を支援できる体制づくりを行っていきます。
- 家庭と専門機関が両輪となって療育を進めることができるよう、保護者、家庭への障害福祉サービスなどの情報提供を適切に進め、途切れることなく療育を提供していきます。
- 重度の障がいや疾病があり、集団保育が困難な子どもがいる家庭に対して適切な保育サービスを提供し、安心して子育てができる環境の整備に努めます。
- これまで以上に保護者の気持ちに寄り添い、子どもの立場に立った就学相談を実施し、子どもにとって適切な「教育の場」を保護者が選択できるよう支援していきます。
- 区立小学校全校に「特別支援教室」を導入し、これまでの情緒障がい等通級指導学級での指導が全ての小学校で受けられるよう、環境を整備します。

施策 バリアフリーの推進

【主な所管課：障害者福祉課、交通対策課】

誰もが安心して安全に過ごすことができるバリアのないまちを目指すとともに、障がいや高齢などを理由とした差別のない「心のバリアフリー」が進んだ社会の実現に向け、取組を強化します。

現状

- 平成 21 年度に策定した『荒川区バリアフリー基本構想』を踏まえ、平成 22 年度に「町屋駅・区役所周辺地区」、平成 23 年度に「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区」、平成 24 年度に「南千住駅周辺地区」、平成 25 年度に「熊野前駅周辺地区」の 4 つの重点整備地区におけるバリアフリー基本構想を策定しました。
- 平成 27 年度現在、4 か所の重点整備地区における公共施設や道路における特定事業計画^(※1)の着手率は 3～4 割程度となっています。
- 平成 28 年 4 月に障がいを理由とした差別をなくすための「障害者差別解消法」が施行され、区では差別的取扱いを禁止し、合理的配慮を提供できるよう「職員対応要領」などを定めました。
- また、障がい者団体や地域の方からのご要望に応じ、「障害者差別解消法」に関する説明会を開くなど、区の方針を広く周知しています。

課題

- 4か所の重点整備地区の特定事業計画については、施設利用者の意見を反映させながら、各事業者が着実に進めていく必要があります。
- バリアフリー化が進んでいない施設や場所等の一部には、構造的・物理的な問題から、用地確保や大規模改修等の長期的な改善が必要な場合もあります。
- 障がい者や高齢者に対する、地域社会や民間事業者の理解を促進する必要があります。

今後の方向性

- 重点整備地区において、各事業主体が定めた特定事業計画を推進するため、「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」の開催など、事業者・利用者の協力を求めながらバリアフリー化を図ります。
- 重点整備地区以外においても、公共施設の更なるバリアフリー化に取り組むとともに、民間施設についても、各事業者に指導を行いながら、区域全体のバリアフリー化を図ります。
- 誰もが障がいの有無にかかわらず、住みやすく暮らしやすい共生社会の基盤となる「心のバリアフリー」を進めるため、障がいのある人もない人も共に楽しむことができる啓発事業を中心に、障がいへの理解を広げます。

(※1) 特定事業計画 … バリアフリー新法に基づく基本構想に記載された特定事業（バリアフリー化に関する事業）に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業等があります。